⑸　事務所等の状況

イ．事務所数

［表略］

（記載上の注意）

１．当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第５項において準用する銀行法第52条の60の２第２項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

２．［略］

［ロ．～ホ．　略］

⑹　［略］

３．［略］

別紙様式第９号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　業務報告

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　名

１．［略］

２．当会の現況

［⑴～⑷　略］

⑸　事務所等の状況

イ．事務所数

［表略］

（記載上の注意）

１．当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第５項において準用する銀行法第52条の60の２第２項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

２．［略］

［ロ．～ホ．　略］

⑹　［略］

３．［略］

別紙様式第17号（第146条関係）

［略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　法第85条の２の２に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。

［３・４　略］

⑸　事務所等の状況

イ．事務所数

［同左］

（記載上の注意）

１．当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第３項において準用する銀行法第52条の61第２項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

２．［同左］

［ロ．～ホ．　同左］

⑹　［同左］

３．［同左］

別紙様式第９号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　業務報告

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　名

１．［同左］

２．当会の現況

［⑴～⑷　同左］

⑸　事務所等の状況

イ．事務所数

［同左］

（記載上の注意）

１．当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第３項において準用する銀行法第52条の61第２項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

２．［同左］

［ロ．～ホ．　同左］

⑹　［同左］

３．［同左］

別紙様式第17号（第146条関係）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　法第85条の３に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。

［３・４　同左］